ヘルパーステーション北条居宅介護・同行援護
契約書別紙兼重要事項説明書（別表）

〈令和7年4月1日現在〉

1　当事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士	1名（1名）		1名（1名）
サービス提供責任者	介護福祉士 同行援護従事者応用課程	1名（0名）		1名（0名）
訪問介護員	介護福祉士	2名（1名）	3名（0名）	6名（1名）
	介護職員初任者過程	0名（0名）	1名（0名）	

（　）は兼務を示す

2　サービス利用料

（1）基本料金

同　行　援　護

平成30年3月31日時点において、支給決定を受けている方（支給決定の有効期間に限る）

身体介護を伴う場合	（1）30分未満	2，570円
	（2）30分以上1時間未満	4，060円
	（3）1時間以上1時間30分未満	5，910円
	（4）1時間30分以上2時間未満	6，740円
	（5）2時間以上2時間30分未満	7，580円
	（6）2時間30以上3時間未満	8，420円
	（7）3時間以上	9，250円に30分増す毎に830円
身体介護を伴わない場合	（1）30分未満	1，050円
	（2）30分以上1時間未満	2，000円
	（3）1時間以上1時間30分未満	2，790円
	（4）1時間30分以上	3，490円に30分増す毎に700円

平成30年4月1日以降に支給決定を受けた方

（1）30分未満	1，900円
（2）30分以上1時間未満	3，000円
（3）1時間以上1時間30分未満	4，330円
（4）1時間30分以上2時間未満	4，980円
（5）2時間以上2時間30分未満	5，630円
（6）2時間30以上3時間未満	6，280円
（7）3時間以上	6，930円 30分増す毎に650円

＊上記基本料金に対して、利用者負担額減額・免除等決定通知書に記載された額の負担となります。

＊やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。

＊上記の料金設定の基本となる時間は、ご利用者の居宅介護計画に定められた目安の時間を基準としています。

（2）加算料金

加算の種類	加算の内容	加算額
◎特定事業所 加算Ⅱ	＊体制要件 ①事業所のヘルパーに対して計画的に研修を実施 ②サービス提供責任者が利用者に関する情報等の伝達を行うとともに事後に報告を受けていること ③ヘルパーの健康管理を定期的に実施 ④サービス提供責任者が全訪問介護職員を対象とし、会議を定期的に実施 ⑤緊急時における対応方法が利用者に明示されていること ⑥新規採用者に対して同行による研修を実施 ＊人材要因 ①事業所のヘルパーについて介護福祉士の割合が30％以上 ②サービス提供責任者全てが3年以上の経験を有する介護福祉士 ③実務者研修を終了した介護福祉士	居宅介護のみ。通常の基本料金に10%加算
初回加算	＊新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら居宅介護を行った場合、又は他の居宅介護職員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合	一月につき 2,000円
喀痰吸引等支援体制加算	＊在宅において喀痰等の吸引が必要な利用者に対して、医療関係者との連携の下で安全に実施できる認定特定行為業務従事者が口腔内の喀痰吸引等を行った場合	一日あたり 1,000円
緊急時訪問介護加算	＊居宅介護計画上に位置付けられていないサービス提供を利用者又はその家族等かた要請を受け、サービス提供責任者が緊急対応の必要性を判断し、要請から24時間以内にサービス提供をおこなった場合	1回につき 1,000円
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算	＊通常の事業の実施地域以外の方へサービス提供した場合	所定単位数の 15％
早朝 夜間加算	＊早朝（午前7時～午前8時）、夜間（午後6時～午後9時）にサービス提供した場合	通常の基本料金に25％加算
重度の障害者への支援に対する加算	＊障害支援区分4以上の方を支援した場合	所定単位数の 0．4％
	＊障害支援区分3以上の方を支援した場合	所定単位数の 0．2％

＊該当する加算料金に対して、利用者負担額減額・免除等決定通知書に記載された額の負担となります。